

荒川区立第二瑞光小学校 P T A 規約

第 1 章 総 則

第 1 条 この会は荒川区立第二瑞光小学校 P T A と称し事務所を本校内におく。

第 2 条 この会は会員のボランティア活動により家庭と学校と地域とが一体となり教育の進展並びに児童の福祉増進を図ることを目的とする。

第 3 条 この会は前条の目的を達成するため次の方針に従って行う。

1. この会は本校の教育方針をよく理解し学校教育に協力する
2. この会は他の如何なる団体の支配統制干渉をも受けない
3. この会は営利を目的とせず政党宗派に関係しない
4. この会は目的を同じくする他の団体及び機関と協力する

第 4 条 この会は第 2 条の目的を達成するため次の活動を行う。

1. 学校教育の理解と協力
2. 学校教育環境の改善と整備
3. 会員相互の文化の向上と親睦
4. 健康衛生と体位の向上
5. その他この会の目的達成に適当な活動

第 2 章 会 員

第 5 条 この会は本校に在籍する児童の保護者と本校の教職員(以下職員という)で構成する。

第 6 条 この会の会員資格を有する期間は入会申込書の提出から卒業までとし、明確な意思表示なき場合この期間は自動更新とする。

第 7 条 この会の退会は退会届を以て成立とする。但し転出による退会は届け出不要とする。

第 3 章 役員・監査ならびに顧問

第 8 条 この会は役員を次の通りとする。

- | | |
|-------|--------------|
| 会 長 | 1 名 (保護者) |
| 副 会 長 | 若干名 (保護者) |
| 会 計 | 若干名 (保護者、職員) |
| 書 記 | 若干名 (保護者、職員) |
| I T | 若干名 (保護者) |
| 監 査 | 若干名 (保護者) |

但し必要に応じて増員出来るものとする。

第 9 条 会には役員・監査をおき、任務は次のとおりとする。

- | | |
|-------|---|
| 会 長 | 会長はこの会を代表して会務を総轄する。総会、役員会を召集する |
| 副 会 長 | 会長を補佐し会長事故あるときは職務を代行する |
| 会 計 | 経理事務を司り総会において決算報告する |
| 書 記 | 各文書の発行、総会・役員会の記録を行う |
| I T | PTA メール・デジタル配信等の管理を行う |
| 監 査 | 会計の監査及び PTA 全体の監査を行い、3 月総会に報告・改善案を提示する
次年度役員を選考を行う |

役員は別に定める規定により会員より選出し 3 月の定期総会において承認する。

役員の内任期は 1 ヶ年(4 月 1 日より 3 月 3 1 日)とするが再選は妨げない。

学校側役員は校長の推薦により 5 月の定期総会で承認する。

第 1 0 条 この会は顧問若干名をおくことができる。

1. 顧問は別に定める規定により推薦し、会の諮問に応ずる
2. 顧問の内任期は 1 ヶ年とするが再任は妨げない

第4章 機 関

第11条 この会に次の機関をおく。

1. 総 会
2. 役 員 会

第12条 総会は全会員をもって構成し、この会の最高決議機関は定期総会及び臨時総会とし、定期総会は毎年3月及び5月の2回とする。その任務は次のとおりとする。

1. 3月総会は翌年度の役員、監査の選出と会費の決定等を行う
2. 5月総会は前年度の活動報告並びに決算報告、新年度の予算及び活動計画その他緊急事項に関する審議と承認を行う
3. 臨時総会は会員の5分の1以上が要求した場合開かなければならない

総会は会員の5分の1以上の出席によって成立する。なお委任状をもって出席にかえることができる。総会の決議は出席者の過半数で決める。ただし可否同数の場合は議長が決める。

第13条 役員会は役員及び校長・副校長をもって構成し、この会の運営や総会に提出する議案の審議等重要会務について審議する。

役員会にて話し合った内容については必要に応じて全会員へ報告する。

第5章 会 計

第14条 この会の会員は総会で定められた会費を納めるものとする。

第15条 この会の経費は会費、寄付金その他の収入をもってあてる。

第16条 この会の決算は会計監査を経て総会の承認を得なければならない。

第17条 この会に予算委員会を置く。

予算委員会は役員・副校長をもって構成し、本会に必要な予算案を立案する。

第18条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 個人情報取扱方法

第19条 この個人情報取扱方法は、本PTAが保有する個人情報の適正な取扱いを定めることにより事業の円滑な運営を図るとともに、個人の権利利益を保護することを目的とする。

第20条 本PTAは個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

第21条 個人情報取扱の方法は、PTA規約にて会員に周知する。

第22条 前条の個人情報とは「個人情報取扱同意書」などにより、会長に提出された次の事項を記したものとする。
例) 氏名・電話番号・その他必要とするもので同意を得た事項

第23条 会員は、前条に基づき取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の項目またはすべての項目について同意を取り消すことができる。この申し出があった場合、ただちに該当する個人情報を廃棄、または削除しなければならない。ただし、活動者名簿としてすでに委員に配布しているものに対しては削除の連絡をすることでこれに替える。

第24条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

1. 文書の送付等
2. PTA会員名簿作成

第25条 個人情報は会長または会長が指定する役員が適正に管理する。不要となった個人情報は会長立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

第26条 個人情報は次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提出しない。

1. 法令に基づく場合
2. 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
3. 公衆衛生の向上または生徒の健全育成の推進に必要な場合
4. 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(下線部分は「個人情報の保護に関する法律」第23条に記載されています)

第7章 付 則

- 第27条** この会の運営上必要ある時は総会の議決を経て細則を作ることができる。
細則を制定または改廃した場合は、その結果を次期総会に報告しなければならない。
- 第28条** この規約は総会の議決によらなければ改廃することはできない。
- 第29条** この規約は平成21年3月6日より施行する。

(平成 6年3月 7日一部改正)
(平成 21年3月 6日一部改正)
(平成 25年5月 10日一部改正)
(平成 29年5月 10日一部改正)
(令和 2年3月 10日一部改正)
(令和 5年3月 13日一部改正)

役員・監査並びに顧問選出規定

- 第1条** 役員・監査並びに顧問の選出については、この規定の定めるところによる。
- 第2条** 次期役員選出については監査が行う。
- 第3条** 監査はPTA説明会の開催とアンケート用紙の配布により希望調査を行う。
- 第4条** 3月総会は第7条の規定により告示された役員及び監査の候補者について信任を行い承認する。
- 第5条** 役員及び監査に欠員を生じた場合は次の通りとする。
1. 会長欠員の場合は推薦により副会長より昇格する
 2. 他の役員、監査欠員の場合は原則補充は行わず他の役員が兼務代行する
- 第6条** 顧問は次の推薦基準にもとづき役員会が推薦する。
1. 本校PTA活動に熱意があり功労のあった者
 2. 現会員を除く本校卒業生の保護者であった者

付 則

昭和44年3月7日制定施行

(平成 6年3月 7日一部改正)
(平成 7年3月 7日一部改正)
(平成 9年3月 7日一部改正)
(平成 10年3月 7日一部改正)
(平成 19年3月 7日一部改正)
(平成 21年3月 6日一部改正)
(平成 25年5月 10日一部改正)
(令和 2年3月 10日一部改正)
(令和 5年3月 13日一部改正)

慶弔見舞細則

- 第1条** 規約第27条により次の細則を定める。
- 第2条** 児童・会員が次の各項に該当するときは慶弔見舞金をおくる。
1. 児童が引き続いて1ヵ月以上の病気による欠席の場合及び不慮の災害を受けた時 5000円
 2. 児童が死亡した場合 5000円と生花
 3. 会員が火災等不慮の災害を受けた場合 5000円
 4. 会員が死亡した場合 5000円と生花
- 第3条** 会員以外(元PTA会長・町会長等)で慶弔に該当すると判断される場合は、必要に応じて役員会にて決定する。
- 第4条** 本細則は平成23年3月8日より施行する。

平成23年3月8日制定施行